

東金市告示第32号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型ごとに指定する地域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

東金市長 志賀 直温

指定地域

地域類型	指定地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 表に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域をいう。